

木造住宅耐震改修等事業費補助金の代理受領について

耐震改修等事業費補助金の代理受領とは、耐震改修工事を請け負った業者が、補助金交付申請者からの委任を受けることにより、交付申請者が受け取る補助金を、工事費の一部として代理で受領することができるものです。

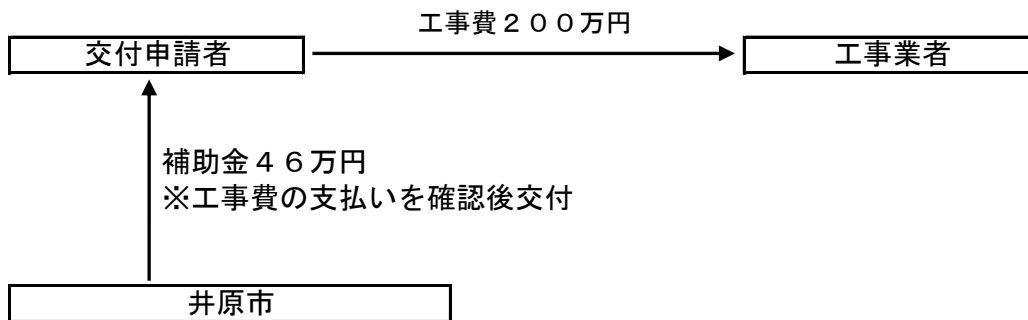
この代理受領を利用すると、交付申請者は業者への支払い時に、工事費の全額ではなく、補助金との差額のみを支払うこととなります。

■補助制度の概要

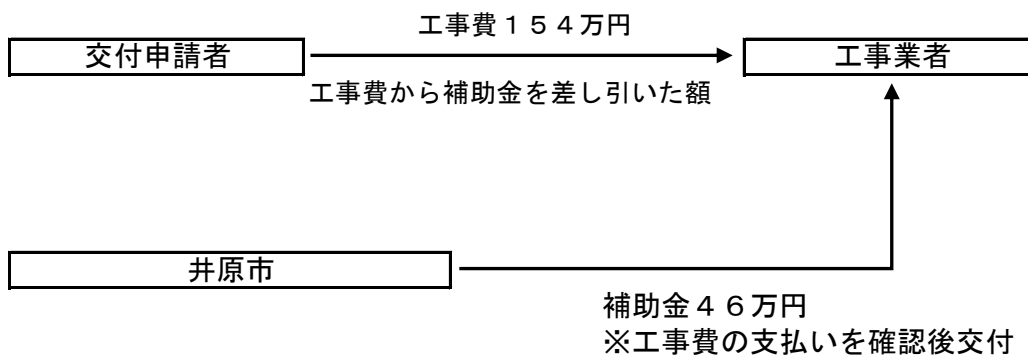
- ・耐震診断で耐震性が無いとされ、補強計画が作成済であること。
- ・補助対象経費は、1㎡当たり33,500円を限度とする。
- ・補助率は23%、交付限度額は80万円とする。

■代理受領の例（補助対象となる耐震改修工事費が200万円の場合）

○通常の補助金の流れ



○代理受領を利用した場合の補助金の流れ



※代理受領の利用については、交付申請者による選択が可能です。